

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 経営セミナーのご案内 ◆ ほうじん(新年号) ◆ 研修旅行のご案内(第7ブロック) ◆ 健康体力測定のご案内(第5ブロック)

●法人会(本部等主催)の行事

月	日	曜	内 容
1	11	水	税の相談日 10.00～ 於：事務局会議室
1	12	木	福岡地区法人会税制委員会 13.30～ 於：博多都ホテル
1	18	水	租税教室 於：東花畑小学校

月	日	曜	内 容
1	18	水	税の相談日 10.00～ 於：事務局会議室
1	24	火	臨時総会・新春講演会・会員交流会 16.00～ 於：アークホテル博多ロイヤル

●ブロック、支部の主行事

月	日	曜	内 容
1	17	火	舞鶴支部役員会 11.00～ 於：事務局会議室

月	日	曜	内 容
1	27	金	第7ブロック研修旅行 08.00～ 於：佐賀、筑後、工場見学

●青年部会、女性部会の主行事

月	日	曜	内 容
1	24	火	青年部会役員会 14.00～ 於：福新楼



〔I〕 税務カレンダー

1月の税務カレンダー

- 本年最初の
給与支払日
の前日まで
- 給与の支払を受ける人
「平成24年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与の支払者に提出
- 1月10日
- 納期の特例適用法人及び納期限の特例適用法人を除く全法人
23年12月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限
23年12月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
 - 納期限の特例適用法人を除く納期の特例適用法人
23年7月から同年12月まで支払分の給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 1月20日
- 納期限の特例適用法人
23年7月から同年12月まで支払分の給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 1月31日
- 11月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税
確定申告期限・納期限
 - 5月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税
中間申告期限・納期限
 - 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
 - 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
 - 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の2月、5月、8月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
 - 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
 - 支払調書の提出期限
 - 給与支払報告書の提出期限
 - 源泉徴収票の交付期限
 - 固定資産税の償却資産に関する申告期限

〔Ⅱ〕知らないで損する税情報



平成 23 年度第 2 次税制改正——国税通則法と法人税法が改正されました！

税理士 衛 藤 政 憲

平成 23 年 12 月 2 日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（以下「23 年第 2 次改正法」といいます。）が「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）などとともに公布されました。

この 23 年第 2 次改正法は、国税通則法と法人税法関係の改正が中心であり、重要な改正が含まれていますので、今回はその主なものを見ていくこととします。

1 国税通則法の主な改正事項

(1) 更正の請求期間の延長

納税者が更正の請求をすることができる期間が原則として“5 年”（改正前 1 年）に延長されました。この改正は、次の(2)の改正とともに、平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

(2) 増額更正の期間制限の延長

前期(1)の改正に合わせて、課税庁がする増額更正の期間制限が原則として“5 年”（改正前 3 年）に延長されました。

(3) 質問検査権規定の集約化

所得税法、法人税法等の各個別税法に規定されていた質問検査権の規定が国税通則法に集約整備されました。この改正は、次の(4)から(7)までの改正とともに、平成 25 年 1 月 1 日以後適用されます。

(4) 税務調査の事前通知の法制化

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ納税義務者に対し、その旨及び調査開始日時、場所等を通知することとされました。ただし、税務署長等が調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、通知を要しないこととされています。

(5) 税務調査終了の際の手続の法制化

税務署長等は、実地の調査を行った結果更正決定等をすべきと認められないときには、その調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点における調査結果としてその旨を書面により通知することとされました。

更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は、その調査結果の内容を納税義務者に説明し、その際、修正申告等を勧奨することができることとされました。

(6) 不利益処分等の理由附記

国税に関する法律による申請に係る許認可等を拒否する処分又は不利益処分をする場合には、行政手続法の規定に基づき理由を附記することとされました。

2 法人税法令の主な改正事項

(1) 法人税率の引下げ

普通法人の税率を 25.5%（改正前 30%）に、中小法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を含みます。）又は人格のない社団等の軽減税率を 19%（改正前 22%）に、公益法人等又は協同組合等の税率を 19%（改正前 22%）にすることをされました。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 定率法の償却率の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産に係る定率法の償却率について、定額法の償却率を 2.0 倍した数とすることとされました。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

資本金 1 億円以下の中小法人等を除き、繰越控除限度額を繰越控除する事業年度の繰越控除前所得金額の 80% 相当額とすることとされました。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

また、青色欠損金等の繰越期間が 9 年（改正前 7 年）に延長されました。

平成 20 年 4 月 1 日以後終了事業年度において生じた欠損金から適用されます。

(4) 貸倒引当金制度の見直し

貸倒引当金制度適用法人が中小法人等、銀行、保険会社等に限定されました。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

貸倒引当金制度が適用できなくなる法人について経過措置があります。

(5) 一般寄附金の損金算入限度額の見直し

資本金等の額の 1,000 分の 2、5 相当額と所得金額の 100 分の 2.5 相当額との合計額の 4 分の 1（改正前 2 分の 1）とされました。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

◎法人会ニュース平成 23 年 12 月号掲載「知らないで損する税情報」の訂正について
2 ページの 1 の本文の上から 4 行目（誤）年 400 万円（正）年 600 万円
同本文の上から 5 行目（誤）最高で年 360 万円（正）最高で年 540 万円
以上のとおり、金額に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

◇ 公益社団法人福岡中部法人会は

税知識の普及と納税意識の高揚、税制に関する提言を行う事業のほか、よき経営者をめざす者の団体として、地域企業と地域社会に貢献することを目的とする事業を行っています。

